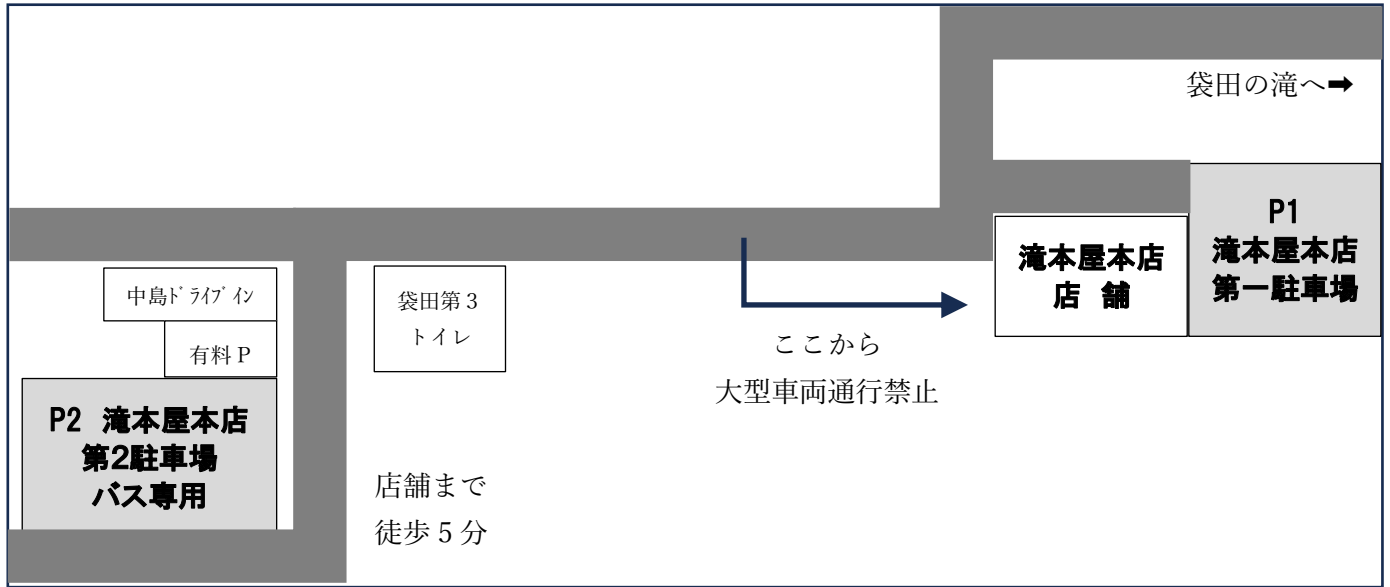


滝本屋本店のバス駐車場利用方法 全付団体昼食用

- ・ 通行許可証をお持ちのバスの駐車場所は店舗脇の第一駐車場となります。(許可証の取得については下記を確認下さい)
※店舗周辺は大型車両通行禁止ですが、当店利用時は警察の通行許可証が取得できます。許可証の有無を当店では確認いたしませんので、御社でご判断ください。
- ・ 通行許可証の必要がない当店第二駐車場もございます。(店舗まで徒歩5分)

◎当店舗・各駐車場・通行禁止区域 案内図◎



◎大型車両通行許可証の取得について◎

【通行許可証申請の流れ】

下記の必要書類を作成して頂き、ご旅行の20日前までに必着で、当店へ「メール」「郵送」「FAX」(極力FAX以外)でお送りください。書類の提出と、許可証の受取を当店で代行し、御社(申請書の住所)へ郵送致します。申請は基本、車両単位、一回のご旅行単位となります。申請書以外の住所に返信希望の場合は連絡ください。

※ご返信させて頂く申請書の下部が許可証となっております。切取らず使用し、使用後は破棄してください。

※許可証は車両の全面ガラスの内側に前方から見えやすいように掲示してください。

※必要書類は、車両の運航に責任のある旅行会社様やバス会社様にて作成して頂くよう定められています。

※ご不明点は太子警察署 交通課(0295-72-0110)か当店(0295-72-3031)へお問い合わせください。

【必要書類】

- ・ 通行禁止道路通行許可申請書・・・2部
- ・ 申請する車両の車検証のコピー・・・2部
- ・ 通行禁止道路の区間地図・・・2部
- ☆郵送の場合各2部 ☆メール、FAXの場合は各1部

※必要書類・参考資料は当店ホームページからダウンロードできます。メールかFAXでもお送り出来ます。(極力FAX以外)

※用紙サイズはすべてA4用紙をお使いください。